

第 1 号様式（第 2 条関係）

路外駐車場管理規程（変更）届出書

年 月 日

旭市長

駐車場管理者の氏名

又は名称及び住所

駐車場法第13条（第1項・第4項）の規定により、別添のとおり管理規程を
（定め・変更）したので届出ます。

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 供用開始日（変更日）

年 月 日

4 管理規程

（別添のとおり）

第 2 号様式（第 3 条関係）

路外駐車場休止（廃止・再開）届出書

年 月 日

旭市長

駐車場管理者の氏名

又は名称及び住所

駐車場法第14条の規定により駐車場の全部（一部）を次のとおり休止（廃止・再開）したので届出ます。

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 休止（廃止・再開）日

年 月 日

第3号様式（第4条関係）

← 9 センチメートル →			
(表)			
第 号	交 付 年 月 日	有効期間 交付日から1年	
所 属	氏 名		
職 名	生年月日	年 月 日	生
立 入 検 査 証			
		旭市長	印

6
セ
ン
チ

この証票を携帯する者は、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定により立入検査を行うことができる。

駐 車 場 法（抜 粋）

第18条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を

○旭市路外駐車場に関する届出等に関する規則

平成 1 7 年 7 月 1 日

規則第 1 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、駐車場法（昭和 3 2 年法律第 1 0 6 号。以下「法」という。）第 4 章の施行に関し、法及び駐車場法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 4 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(管理規程の届出)

第 2 条 法第 1 3 条第 1 項及び第 4 項の規定による届出は、路外駐車場管理規程（変更）届出書（第 1 号様式）により行うものとする。

(休止等の届出)

第 3 条 法第 1 4 条の規定による届出は、路外駐車場休止（廃止・再開）届出書（第 2 号様式）により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第 4 条 法第 1 8 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（第 3 号様式）とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の旭市路外駐車場に関する届出等に関する規則（平成 1 2 年旭市規則第 1 2 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 4 条関係）

＜管理規程に定めるべき事項＞

- 1 路外駐車場の名称
- 2 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)
- 3 路外駐車場の供用時間に関する事項
休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻
- 4 駐車料金に関する事項
駐車料金の額は確定額をもって定めねばならない。
また額の基準は
 - (1)適正な原価を償い、適正な利潤を含む額をこえないこと。
 - (2)利用する者に対し不当な差別的取扱いとなる額でないこと。
 - (3)利用する者の負担能力をこえるおそれのない額であること。
- 5 路外駐車場の供用契約に関する事項
路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。
- 6 その他
 - (1)路外駐車場の構造上駐車することの出来ない自動車
 - (2)路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要
- 7 管理規程の変更
管理規程に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。